四　計測制御系統施設	1　技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査 2　制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査 3　ほう酸水注入系の作動検査 4　安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査 5　事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査 6　制御用空気圧縮系の作動検査
五　放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物処理系の作動検査
六　放射線管理施設	1　プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査 2　中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査 3　中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査
七　原子炉格納施設	1　技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下こ